

令和3年5月11日

保護者各位

羽曳野市市長公室こども未来室こども課

## 新型コロナウイルス感染症にかかる 「緊急事態宣言延長（令和3年5月31 日まで）」への対応について

保護者のみなさまには、日ごろから教育・保育行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「緊急事態宣言」の期限が5月31日まで延長されることになりました。つきましては、延長期間における保育所・認定こども園（2号児・3号児）の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 「緊急事態宣言延長（令和3年5月31日まで）」への対応について

保育施設等は緊急事態宣言中も利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であり、羽曳野市では、引き続き保育の機能は維持することとしますが、園児への感染が懸念されることから、ご家庭での保育が可能な場合には、登園を控えていただきますようご協力をお願いします。

保護者の方には大変ご不便をおかけいたしますが、感染防止の観点から、なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。

#### 2. 健康観察の実施について

毎朝、必ず家庭にて児童及び保護者の体温を測定し、熱（37.5度以上）や風邪症状がある場合は、解熱後、24時間以上経過し、症状が改善傾向となるまでお休みをしてください。

保育中も同様の症状が見受けられた場合は、速やかにお迎えをお願いする場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。また、保護者の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの実施、三密の回避など、引き続き感染防止の徹底をお願いします。

#### 3. 新型コロナウイルス発症者が発生した場合について

今後、保育施設において、新型コロナウイルス感染症の発症者が発生した場合や濃厚接触者が確認された場合には、関係機関と相談の上、臨時休園する場合があります。